

## 水稲農作業協力者の募集について

これから本格的に水稲作付の作業が始まる時期となりますが、本町の農業は高齢等による「離農」や、後継者の不足による「担い手の確保」等が課題となっております。

本町は中山間地域のため傾斜地の多い農地等の条件から、農業者の方は耕作地や自己保全農地を区別し営農している状況です。農作業は収穫までの間に農地周辺等の「草刈り」や「ほ場管理（水回り）」を複数回行うこととなります。

そこで農業従事者の負担軽減を図るために、水稲作付に関する農作業（草刈り等）の協力者を募集します。

つきましては、以下により募集いたしますので、ご協力できる方、又は農業を始めるきっかけとして携わってみたい方は農業委員会にお問い合わせください。

【申込期間】5月13日⑨～5月24日⑨

【対象者】農業従事者の支援を希望する方、農業に興味のある方  
(男女不問・年齢概ね75歳以下農業未経験者歓迎)

【対象農地】桐の里産業株式会社が農地集積（賃貸借）しているほ場

※ 農作業の時期や工程に合わせてほ場を選定し、作業を依頼する予定です。

【講習会】申込者を対象とした「刈払い機の安全衛生教育講習会」を開催します。

※ 講習会の日程は後日周知します。（7月以降の予定）

※ 草刈り作業による事故防止を図るために、講習会を受講いただくことが前提となります。

※ 過去に講習会を受講し、修了証をお持ちの方は受講不要です。

【その他】農作業に従事する方は作業中の事故等に備えて保険に加入します。高温・大雨等による悪天候の場合は、事故防止のため作業日程が変更になることもありますので、予めご承知願います。

☎農業委員会事務局 ☎(48)5566

## 有害鳥獣防護柵等設置事業補助金について

三島町では、有害鳥獣による農作物被害防止のため、有害鳥獣防護柵（電気柵等）の購入及び設置に係る費用を補助します。

これからの時期は農作物を作付けする時期となりますので、被害を防止する対策として検討している場合はご相談ください。

【補助対象者】①町内に住所を有する者

- ②町内の地区または中山間地域等直接支払の集落協定等  
③有害鳥獣対策を目的とする地区内の有志による団体等

【補助額】①【個人】対象経費の2分の1以内かつ上限10万円

②【対象農地がおおむね1ha以上または総延長距離500m以上の個人等】対象経費の10分の8以内

③【地区または集落単位の団体】対象経費の10分の10

※ ②、③について、上限は定めませんが、予算の範囲内の額となります。

【募集期間】随時受付

※ 購入を予定されている場合は、実施の規模やおおよその予算額が決まり次第、産業建設課にご相談ください。

【その他】◇補助金交付申請は、必ず購入及び設置前に行ってください。

◇有害鳥獣対策を目的とする地区内の有志による団体等を設立する場合は、規約や名簿を作成していただくこととなります。

◇設置に関する人件費や電池代は補助の対象外となります。

◇補助金を活用し購入した資材については、3年間使用いただくこととなります。なお、補助金導入時から3年以上設置されない場合は補助金の返還対象となりますのでご注意ください。

◇毎年適正に設置されているかを把握するため、町が作成する管理簿に基づき、使用実績を報告していただきます。

☎産業建設課 ☎(48)5566

## 令和6年度福島県狩猟免許試験について

福島県では「狩猟免許」を取得しようとする方に対して、令和6年度の狩猟免許試験を以下のとおり実施します。

### 1 試験の期日・会場

回数	試験期日	試験会場	免許の種類
第1回	令和6年7月6日⑤	アピオスペース (会津若松市インター西90)	わな猟のみ
第2回	令和6年8月4日⑥	郡山市労働福祉会館 (郡山市虎丸町7-7)	全て
第3回	令和6年9月8日⑥		
第4回	令和6年10月5日⑤	福島県青少年会館 (福島市黒岩字田部屋53-5)	わな猟のみ
第5回	令和6年11月4日⑥	郡山市労働福祉会館 (郡山市虎丸町7-7)	全て

※狩猟免許の種類は、網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟の4種類です。

### 2 受験申し込みの受付期間

回数	受付期間
第1回	令和6年5月2日⑥から令和6年6月7日⑨まで
第2回	令和6年6月3日⑥から令和6年7月5日⑨まで
第3回	令和6年7月8日⑥から令和6年8月9日⑨まで
第4回	令和6年8月5日⑥から令和6年9月6日⑨まで
第5回	令和6年9月2日⑥から令和6年10月4日⑨まで

### 3 その他

・受験資格や申し込みに必要な書類等については、福島県自然保護課のホームページ (<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035b/>) をご確認ください、役場産業建設課までお問い合わせください。

・受験申し込み先は、会津地方振興局県民生活課（会津若松市追手町7-5）となります。

ホームページQRコード



☎産業建設課

☎(48)5566

☎会津地方振興局 県民生活課 ☎0242-29-5295

## しあわせ金婚夫婦表彰について

町では、福島県老人クラブ連合会と福島民報社が主催する「しあわせ金婚夫婦表彰」について、該当するご夫婦を募集します。

【表彰を受けられる金婚夫婦】

- 結婚して50年の夫婦  
(昭和49年1月1日から同年12月31日までに結婚した夫婦)
  - 昨年までに申込みをされなかった夫婦も対象となります。
- ※ 自己申告となっておりますので、お忘れなくお申し込みください。

【申込方法】役場窓口にて申込書に記入してください。

【受付締切】7月4日⑥まで

☎町民課 保健福祉係 ☎(48)5565

しょねつじゅんか

## 暑熱順化で熱中症予防を！！

5月でも最高気温が25℃以上の夏日や30℃以上の真夏日となることがあります。体がまだ暑さに慣れていないため、熱中症になりやすく注意が必要です。

本格的な夏がくる前に、体を暑さに慣らす【暑熱順化】をしておくことで、熱中症を予防することができます。汗をかくことで体温が下がり、暑さに対する耐性が高まります。暑熱順化が進むと、汗をかきやすくなり、体温の調節がしやすくなります。

ただし、暑熱順化には個人差があります。自分の体調や感じ方に合わせて、無理のない範囲で暑さに慣れていくことが大切です。

## ◇暑熱順化の効果的な方法◇

運動や入浴をすることで、汗をかき、体を暑さに慣れさせましょう。なお、十分な水分補給を忘れないようにしましょう。

## 【運動】

その日の体調や気温などの変化に注意し、ご自身の体調にあわせて、意識して少し汗をかくようにしましょう。

## 【入浴】

湯船にお湯を張って入浴しましょう。湯の温度を37度から40度にして、少し長めに入浴することがおすすめです。ゆっくり入浴することは、睡眠の質向上や自律神経の切り替えにも効果があります。

☎町民課 保健福祉係 ☎(48) 5565

※**ポ**『介護の集い』の開催について

介護保険制度と介護予防について、より詳しくご理解いただくことを目的とした『介護の集い』を開催いたします。「介護保険制度って?」「介護保険の理解はしているけれども町で使えるサービスはなにがあるの?」「介護予防とは?」など、介護保険担当、保健師、包括支援センター職員が詳しくお話をさせていただきます。

いざというときの介護保険制度!この機会に、ぜひご参加ください。

【日時】5月31日(金) 15:00～16:30

【場所】三島町町民センター大ホール

【内容】介護保険制度・介護予防について等

【持ち物】健康ポイントカード

☎地域包括支援センター ☎(48) 5045

## 市民後見人養成講座 事前説明会について

会津圏域でも『成年後見制度』を活用する方が多くなり、権利擁護する仕組みが広がっています。これからますます「支えあい」が必要な社会となっていきます。誰もが住み慣れた地域で、安心して生活できる社会を実現させるため、その担い手に期待が寄せられています。

『市民後見人』がどのようなものなのか、市民後見人養成講座とはどのようなことを学ぶのか、講座を開講する前に事前説明会を行います。ぜひご参加ください。なお、興味のある方はどなたでも参加できます。

## ○成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、意思表示や判断する力が十分でない方の財産や権利を守る(権利擁護)仕組みで、ご本人を法的に支援する制度です。

募集対象	※ 講座を受講できる方は以下1～5を全て満たす方となります。 1 年齢18歳以上の方(年齢は申込時の満年齢) 2 成年後見制度に理解と熱意のある、心身ともに健康な方 3 事前説明会に参加し、本事業の趣旨を理解された方 4 講座修了後、地域の権利擁護に関する事業に参加・活動できる方 5 全ての講座に参加できる方 【講座日程】8月4日、9月8日、10月6日、11月10日、12月1日 の全5日間(いずれも日曜日) 時間: 9:30～16:30
事前説明会開催日時	令和6年6月16日(土) 10:00～11:30 【申込締切】令和6年5月31日(金)
会場	会津若松市 ピカリンホール(会津若松市北会津町中荒井字諏訪前11)
参加費	無 料(テキスト代(3巻6,300円/2巻4,950円)自己負担)
応募方法	申込用QRコードからお申し込みください。また、電話、メールでも受け付けます。
募集期間	令和6年6月16日(土)～7月20日(土)

申込用QRコード



☎会津権利擁護・成年後見センター ☎0242-23-7258

## 山菜・たけのこの採取・出荷等について

山菜やたけのこの出荷・販売をするためには、原則として品目ごとのモニタリング検査が必要となりますので、役場産業建設課にお問い合わせください。すでにモニタリング検査にご協力いただいている方は、引き続きご協力をお願いいたします。

現時点(5月10日)で県モニタリング検査を実施した結果について、以下のとおりお知らせします。

## ◎県モニタリング検査済の山菜

今年度分の『くさそてつ(こごみ)・ふき・うど・たらめ・わらび・うるい・うわばみそう(みずな)・たけのこ』は検査済のため出荷販売できます。

## ◎県モニタリング検査に関するお願い

県へモニタリング検査を依頼する場合は、事前に検査したい山菜を役場に届けていただく必要がありますので、以下の内容をご確認のうえ必ず電話連絡をお願いします。

※ 電話連絡を受けた後に県と搬入日等の事前調整を行います。

※ 検査日は、原則火曜日・金曜日となります。

☎産業建設課 ☎(48) 5566

## 三島町サービスステーションでは町民等割引カードを配布しています

三島町サービスステーション(ガソリンスタンド)では、町民の方や特別町民の方を対象に、給油金額を割引するカードを配布しております。

給油する前に、スタンド事務所にて運転免許証など(町内に住所があることを確認できる証明書)をご提示のうえ、お手続きをお願いします。

なお、有効期限は年度末の3月31日までとしており、1年ごとに更新手続きが必要になりますのでご注意ください。

【運営事業者】桐の里産業株式会社(給油所)

☎52-2050

【営業時間】7:00～19:00

【休業日】毎週木曜日

☎地域政策課 ☎(48) 5533

※**ポ**…みしま健康ポイントの対象です。カードをご持参ください。